

健康・医療・福祉戦略の現状と今後の方向性等について

※今後の方向性等について

新:委員の意見を踏まえ、新規に取り組む必要があるもの。

拡:委員の意見を踏まえ、現在取り組んでいる事業の内容を拡充させる必要があるもの。

継:委員の意見の趣旨を生かしながら、現在取り組んでいる事業を引き続き行っていくもの。

要:現在取り組んでいる事業の改善策等について部会でご意見をいただきたいもの。

資料1

施策	施策の方向性	内容	委員からの意見	関係課室	現状	今後の方向性等	
目指す姿1 「健康寿命日本一の実現」	(1) 健康づくり県民運動の推進	健康に関する情報発信	健康に関する情報発信について、情報の受け手の年齢等によって、情報を得るために使用する媒体や記憶の残り方等は異なるため、それらに応じた効果的な情報発信が重要である。アンケートをとるなどしてその効果を確認する必要があるのではないか。	健康づくり推進課	3年毎に「健康づくりに関する調査」を実施し、年代や性別毎に健康づくりに関する知りたい情報と情報源を把握することにより、効果的な情報発信のための検討に活用しており、今年度は、ICTアプリを活用したウォーキングイベントの開催やデジタル教材を活用した学習機会の提供等、デジタル化を踏まえた効果的な媒体の活用を進めていくこととしている。	継	年代や性別によって知識の保有度や情報源となる媒体が異なることから、把握した情報を基に、デジタル化も含めたより効果的な情報発信を行うため、引き続き「健康づくりに関する調査」を実施し、情報の受け手のニーズや効果を確認していく。
			情報発信のあり方については、どのような情報発信が効果的なのか検討するに当たり、実際に情報の受け手となる様々な年齢層の方々の意見を参考にすることが大事ではないか。	健康づくり推進課		継	「健康づくりに関する調査」や「県民意識調査」などの結果を踏まえ、デジタル化も含めた様々な年齢層に有効な情報発信の媒体や手法について検討していく。
			加熱式たばこに変えたことで禁煙に成功したと考える人もいることから、喫煙に関する正しい情報発信も必要ではないか。	健康づくり推進課		拡	研究から得られた知見等を基に、受動喫煙防止フォーラム、啓発資料、出前講座等を通じて、加熱式たばこの有害性などについて、正しい知識が得られるような啓発を行っていく。
	自治体間の連携	健康づくりのための取組について、自治体間の視察や交流を行うなど、連携を図ることが重要である。	健康づくり推進課	秋田県健康づくり県民運動推進協議会を通じ、好事例の情報を共有するほか、市町村との協働により健康長寿推進員の健康づくり活動の活性化と活動継続意欲を高めるため、他地域の活動、取組の体験会、意見交換等を行う活動事例発表交流会を開催している。	継	秋田県健康づくり県民運動推進協議会等を通じた自治体間連携を促進するほか、地域において健康づくりの推進を担う推進員が、積極的な活動が行われるための支援として活動事例発表会を継続して実施していく。	
	(3) 特定健診・がん検診の受診の促進	健診の広報活動	被保険者本人の特定健診受診率は一定程度高いものの、被扶養者の受診率は低い状況にあるため、広報活動による周知が重要ではないか。	健康づくり推進課	特定健診については、かかりつけ医・歯科医師・薬剤師と連携した受診勧奨を行っているほか、各医療保険者においても、被扶養者の受診について呼びかけてはいるものの、なかなか浸透しておらず、受診率が低い状況にある。	継	各医療保険者と連携した啓発のほか、かかりつけ医・歯科医師・薬剤師との連携による取組のほか、商工団体等を通じた事業主への働きかけを行っていく。
		受診体制の整備	特定健診を受けたくても、受診できる場所に限りがあるなどの理由で受けられないという声も聞かれるため、希望する方々は全て受けられるような体制の整備が必要ではないか。	健康づくり推進課	巡回健診の減少や、コロナ禍による受入枠の削減等によって、一部の地域においては、受診の予約が取りづらい状況が生まれている。県内で多くの巡回健診を担っている健診団体においては、検診車やスタッフの関係から、これ以上の健診機会を設けることは難しい状況にある。	新	健診団体から個別に状況確認をしたところ、検診車やスタッフ確保等の関係から、今以上の体制強化は難しいと判断される。このことから、どのような手法で健診機会を増やすべきか等について、引き続き関係者の意見を聴いて、対応策を検討していく。
		受診率の考え方	病院等で定期的に診療を受ける際に行われる検査や採血等については、特定健診の受診率には反映されない状況にあるため、そういった検査等も特定健診の受診率に含めるなど、実態に即した受診率の整理を行うことが大事ではないか。	健康づくり推進課	一部の市町村においては、地元医師会との連携により、かかりつけ医から検査データを提出してもらい、特定健診とみなすなどの取組を行っている。	新	医療機関からの検査データ提供について、既に取組を行っている市町村の実施方法やノウハウについて、実施していない市町村に対し情報提供を行う。
	(4) 高齢者の健康維持と生きがいづくり	支援から自主運営への取組強化	高齢者の健康維持や生きがいづくりのためのサロン活動について、いかに切れ目なく自主運営につなげていくかが課題であるため、市町村においてそのような取組を強化していくことが重要である。	長寿社会課	高齢者の生きがいづくりの場、いわゆる「通いの場」の形成やその充実については、各市町村において「生活支援コーディネーター」が中心的な役割を果たしている。取組の推進のためにはコーディネーター自身のスキルアップやネットワーク形成が重要であることから、県では全県の生活支援コーディネーターを対象に、知識の習得や情報交換の場として年2回の研修を行っている。(県社会福祉協議会へ委託。R3実績延べ参加93名。) 「通いの場」の形成・充実を図りたい市町村から取組事例の紹介依頼や相談があった際には、必要に応じて東北厚生局や県社会福祉協議会と連携し対応している。	継	令和3年度に市町村や生活支援コーディネーターを対象に県が行ったアンケートにおいて、「生活支援コーディネーター同士の情報交換の場を作ってほしい」との声が多くあったため、令和4年度研修においては、合同で先進地を訪問し、意見交換するプログラムを実施予定である。 支え手が減少していく中で、持続可能な地域包括ケアシステムを構築し、維持していくためには、地域の元気な高齢者自身が「通いの場」の運営主体となることが重要であることから、その体制づくりを進める市町村への伴走支援や相談対応、「自立支援・介護予防普及アドバイザー」の派遣等に継続して取り組んでいく。

施策	施策の方向性	内容	委員からの意見	関係課室	現状	今後の方向性等	
目指す姿2 「安心で質の高い医療の提供」	(1) 医療を支える人材の育成・確保	キャリア形成の仕組み構築	医療のような専門職については、人材がいなければ成り立たないことから、働きながらキャリア形成ができるような仕組みの構築などが必要ではないか。	医療人材対策室	若手医師が大学と地域の病院を循環しながら、キャリア形成できる体制の構築により、医師の県内定着を図っている。 看護職員については、専門性の高い看護技術と知識を持った認定看護師及び特定行為研修を終了した看護師の配置を促進するため、看護師を教育機関等に派遣した医療機関等に対し助成を行っている。	継	引き続き、あきた医師総合支援センターにおいて、若手医師のキャリア形成支援の充実を図っていく。 看護職員についても、引き続きキャリア形成につながる研修受講への支援などを行っていく。
		医師等の県内定着	医師も看護師もマンパワー不足の実情があるため、人材育成と県内定着に向けた取組が重要である。	医療人材対策室	医療人材の確保・定着に向けて、県内で地域医療に従事する意欲をもって医学生・看護学生等に修学資金を貸与しているほか、あきた医師総合支援センターでの若手医師のキャリア形成の支援や、臨床研修病院と連携した県内外からの研修医の確保と定着の促進、女性医師・若手医師、看護職員の離職防止や再就職支援、潜在看護師の掘り起こしなど、総合的な取組を進めている。	継	今後も、県内関係機関と連携して、県内で医療に従事する医師や看護師等の絶対数を増やす取組を進めていく。
			研修医は一定数県内で勤務をしているが、その後は国内外へ留学等に出してしまう医師が少なくないことから、最終的に秋田県内に戻ってこられるような支援が必要ではないか。	医療人材対策室	平成30年度から創設された新専門医制度導入以降、臨床研修終了後の若手医師の勤務地が首都圏に集中する傾向にある。県東京事務所へ医師確保支援員を配置し、県外在住の本県に縁のある医師等へ県内への誘導を図るため、個別訪問事業を実施している。	継	令和2年度以降コロナ禍により、訪問活動が思うように実施できなかったが、今後は、リニューアルした医療情報サイトの掲載情報を充実させ、医師確保推進員の訪問活動を通じて直接情報を届けていくことで、県外在住医師の県内への誘導を図っていく。
		潜在看護師の確保	コロナ禍におけるワクチン接種に当たり、非常に多くのいわゆる潜在看護師の方からの登録があったことから、こうした方々に引き続き勤務してもらえような体制づくりが必要ではないか。	医療人材対策室	今年度、県ナースセンターでは、求職者のニーズに対応した再就業研修の実施、相談体制・マッチング強化などの潜在看護師の復職支援に取り組んでいる。 マッチング強化のひとつとして、求職者が希望する職場を適切に選べる支援体制を構築するため、ナースセンターに離職時に届出している潜在看護師等に対し、求職のニーズ等について一斉調査中である。こうした取組を通じて、コロナ禍で活動した潜在看護師の復職を促進していくこととしている。	継	今後も、潜在看護師等の求職ニーズを踏まえて、ナースセンター事業を復職後の勤務継続につながるよう取り組んでいく。 コロナ禍の活動をきっかけとして復職を希望する潜在看護師には、勤務地、勤務時間等の様々なニーズがあることから、マッチングの強化や就労に必要なスキルの習得等の支援を継続していく。
	(2) 地域医療の提供体制の整備	医療機関の集約	地域医療においては、医療機関が集約されるなどの事情により、病院への移動手段の確保が難しいなどの課題があるため、インフラ整備が重要である。	医務薬事課	県民が健康で安心して暮らすことができる地域が実現できるよう、オンライン診療の活用モデル構築に向けた実証への支援や、医療機関間の患者情報の共有推進、遠隔画像連携システムの導入支援など、デジタル技術の活用に取り組んでいる。	継	医療に関するデジタル技術の活用を図ることにより、医師の不足や地域偏在等の課題が克服され、県民がどの地域に住んでいても安心して質の高い医療を受けられる環境となるよう、取組を継続していく。
		医療情報の共有化	オンライン診療やネットワークシステムによる医療情報の共有化は、個人情報保護の観点から課題もあると思われるが、正確な診断等のために適切に生かすことが重要である。	医務薬事課	医療において扱われる健康情報は極めてプライバシーに機微な情報であるため、医療情報システムで取り扱う個人情報保護とネットワークセキュリティは、国のガイドラインに基づいて高度な安全管理策を講じている。	継	医療情報の共同利用については、令和2年改正法により、本人への通知等の義務が強化されており、本人の利益を損なわないよう、範囲や目的を限定して地域医療連携に活用する。 また、情報保護に関する技術革新は絶え間なく進展しており、現行の運用管理全般の再評価・再検討を定期的に行うなど安全管理措置を徹底していく。
		オンライン診療の進展と地域医療	オンライン診療の進展等により、地域の医療が活用されなくなり、維持ができなくなってしまうという懸念もあることから、それに関する対策も重要ではないか。	医務薬事課	本県では、情報通信機器を用いた診療に係る基準の届出医療機関数は19施設、新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な要件緩和に基づく対応を行っている医療機関数は223施設となっている。	継	診療には医師と患者相互の信頼と医療の質や安全確保が必須であり、かかりつけの医師による対面診療を基本としながら、へき地や無医地区など医療介護資源の乏しい地域における持続可能な医療の提供として、安全性・必要性・有効性を担保する活用モデルを構築し、医師、患者及び関係者が安心できる適切なオンライン診療の普及を推進していく。
		医師の働き方	働き方改革について、医師が他の病院に派遣された際の勤務時間等の管理が煩雑であるといった課題があるため、円滑な勤務管理等に向けた環境整備が必要ではないか。	医務薬事課	・医師の働き方改革に伴う時間外労働規制が令和6年4月から開始されることに伴い、各医療機関における医師の勤務実態把握が必要となっている。 ・勤務環境改善に対する支援として、国では、一定の要件の下、勤務環境改善に取り組む医療機関に対する診療報酬の加算（地域医療体制確保加算）を行っているほか、県では地域医療介護総合確保基金を活用した補助事業や、医療勤務環境改善支援センターによる労務管理アドバイザー（社会保険労務士）の派遣・相談業務を実施している。	継	各医療機関における勤務管理等に向けた環境整備については、診療報酬での加算のほか、県の補助事業や医療勤務環境改善支援センターを積極的に活用するよう、働きかけていく。
	(5) 新興感染症等に対応できる医療提供体制の確保	新興感染症への対応	新興感染症対策として、人材の面では大学等と連携した取組が必要なほか、病床がなければ実際の診療もできないことから、災害時や感染症の流行拡大期に使用できるハコモノの整備も含めて検討を進めることが重要ではないか。	保健・疾病対策課	・本年度、秋田大学医学部附属病院が、新たに2名の医師を配置して立ち上げた「秋田感染症コアセンター」において行う、「感染症専門人材の養成」や「地域の感染症指定医療機関等の感染症に関する人材育成」について支援することとしている。 ・昨年11月に策定した、保健・医療提供体制確保計画に基づき、フェーズごとの入院患者受入医療機関の病床を確保している。	継	・秋田感染症コアセンターを中心として、地域の感染症指定医療機関等のネットワークを構築するなど、感染症対策の基盤強化に取り組んでいく。 ・次期医療計画策定時に専門家等の意見を踏まえ、病床のあり方について検討する。

施策	施策の方向性	内容	委員からの意見	関係課室	現状	今後の方向性等	
目指す姿3 「高齢者と障害者の暮らしを支える体制の強化」	(1) 介護・福祉人材の確保・育成と労働環境の改善の促進	介護職員の後進育成	ホームヘルプサービスの後進の育成が課題となっていることから、処遇上の改善のほか、働きながらスキルアップすることができる仕組み作りや、資格取得に要する費用の面でも支援することが重要である。	長寿社会課	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員の処遇については、処遇改善加算や特定処遇改善加算に加え、新たに創設される介護職員等ベースアップ等支援加算により、処遇改善が進められている。また、新加算に先行し、処遇改善補助金による支援が実施されている。 ・秋田県では、職員の処遇改善やキャリアアップ及び資格取得の支援、基準を持った給与体系の導入と運用等の取組を評価・認証する「秋田県介護サービス事業所認証評価制度」を運用している。認証法人は年々増加し、現在56法人が認証を受けている。 ・介護職員のスキルアップや資格取得などに対する主な制度などは次のとおりとなっている。 <ul style="list-style-type: none"> <スキルアップに係る支援・取組など> <ol style="list-style-type: none"> ①訪問介護員スキルアップ研修の実施 ②介護職等スキルアップ講座実施への助成 ③介護施設等の看護職員研修の実施 <資格取得に係る支援・取組など> <ol style="list-style-type: none"> ①介護福祉士実務研修受講資金の貸付 ②福祉系高校修学資金の貸付 ③介護福祉士修学資金の貸付 ・離職者等に対する支援として、ハローワークで受講料無料の介護職員初任者研修が実施されている。 	継	介護職員の処遇改善や人材育成等に積極的に取り組む事業者を評価・認証する、介護サービス事業所認証評価制度の普及を引き続き進めながら、事業者が主体的に取り組む意識の醸成を図り、介護業界全体の底上げやイメージ向上を図る。
		介護職員のケア	介護職員が、身体的・心理的疲労をセルフチェックして自らの状態を把握できるようなシステムは有効であるため、そういったセルフ・アセスメントを用いたサポートを取り入れるべきではないか。	長寿社会課	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田県介護サービス事業所認証評価制度では、評価項目の一つである、健康の維持・管理に関する取組の中で、メンタルヘルスに関する取組を例示している。 ・厚生労働省(以下、国)では、労働者のメンタルヘルス等の不調を未然に防ぐことなどを目的に、従業員50名以上の事業所にストレスチェックを義務づけている。ストレスチェックについては、民間が提供するソフトがあるものの、国でも事業所向けのストレスチェックソフトや労働者自らがストレスチェックを体験できるソフトをweb上で提供しているほか、各種マニュアル等も公開している。従業員50人未満の事業所に対しては、ストレスチェック実施に係る助成制度を設けている。 	継	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレスチェック等に係る国の制度等の周知を図る。 ・秋田県介護サービス事業所認証評価制度の評価項目の一つである、健康の維持・管理に関する取組について、より具体的な例示の掲載を検討していく。
	(3) 医療・介護・福祉の連携の促進	連携の進め方	医療、介護、福祉の連携については、実際に取り組んでいる人たちが望むことや不便に感じていることに立脚して、高齢者等のサービスを受ける側の意見や視点も取り入れながら検討を進めるべきではないか。 ※ 専門部会に属さない委員からのご意見	福祉政策課	医療・介護・福祉の連携を促進するため、県では多職種の情報共有や相互理解を図るための研修会の開催など、市町村支援に取り組んでいる。 また、昨年度からは、アドバンステープアッププランニングや在宅看取りの普及啓発等を行う県医師会の新たな取組への支援を行っている。	継	サービスを提供する側の医療・介護従事者やサービスを受ける側の高齢者等に近い立場にある市町村の意向も踏まえながら、引き続き、多職種連携を促進するための支援を行っていく。
	(5) 認知症の人と家族を地域で支える体制づくり	地域で支える体制づくり	介護者が安心して働けるよう、認知症の方とその家族を地域で支える体制づくりを進める必要がある。	長寿社会課	住み慣れた地域で認知症の人やその家族が安心して生活するため、次のような支援体制を整備している。 <医療支援体制連携強化> ・認知症疾患医療センター設置 (市立秋田総合病院ほか8医療機関) ・認知症対応力向上研修の実施 対象: かかりつけ医、歯科医師、薬剤師、看護職員 ・認知症サポート医養成研修・フォローアップ研修 <福祉支援体制連携強化> ・認知症初期集中支援チーム員研修 ・認知症地域支援推進員研修 <地域支援体制連携強化> 身近な人たちが支援を行う「チームオレンジ」を整備するための市町村支援 ※チームオレンジ設置: 能代市、羽後町(R4.6月現在) ・キャラバン・メイト養成研修 ・オレンジ・チューター養成 ・チームオレンジコーディネーター研修等 県内外の先進的な取組に関する情報提供も含め、各種研修による人材育成を通じ、地域の支援体制の構築を行っている。 また、各市町村において、家族向け介護教室や介護者交流会、認知症高齢者見守り事業等の地域支援事業を行っており、県は定率の交付金により支援している。	継	多職種、他機関と連携しながら各種事業を促進するため、認知症施策推進ネットワーク会議や認知症予防部会等の意見も踏まえながら、引き続き各種事業を実施する。 【認知症施策推進ネットワーク会議構成員】 家族会、県医師会、県歯科医師会、認知症疾患医療センター、弁護士会、県警察本部、県民生児童委員協議会、介護施設団体等 計16名 【認知症予防部会構成員】 家族会(若年性認知症)、県医師会、秋田大学、認知症疾患医療センター、協会けんぽ、地域包括支援センター等 計9名 また、地域支援事業交付金による支援のほか、市町村への先進事例の情報提供や包括支援センター職員向け研修の開催、介護保険者への個別支援等により、市町村による取組の支援、底上げを図っていく。
		認知症の人に対する心理的アセスメント	認知症の人に対しては、脳機能がどの程度低下していて、どういった機能は保持されているのかなど、記憶や症状の特徴を把握するための心理的アセスメントを適切に行い、得心のいく対応をすることが重要ではないか。	長寿社会課	「認知症疾患医療センター」は、地域の認知症医療の拠点として鑑別診断、初診前からの専門医療相談、診断結果や治療、介護サービス等の情報提供などを、本人や家族、地域包括支援センター等に行っている。 (R3実績(延べ件数): 鑑別診断 1,664件、専門医療相談 4,160件、診断後等支援 2,031件)	継	<ul style="list-style-type: none"> ・診断前後の空白期間が生じないよう、認知症疾患医療センター、認知症初期集中支援チーム、かかりつけ医、地域包括支援センター、介護支援専門員等と連携体制の強化を図る。 ・家族を始め、地域住民等が早期発見・早期対応することができるよう、認知症の正しい知識の普及啓発と相談窓口の周知について、市町村等と連携した取組を推進する。

施策	施策の方向性	内容	委員からの意見	関係課室	現状	今後の方向性等	
目指す姿3 「高齢者と障害者の暮らしを支える体制の強化」	(6) 障害者の人と家族を地域で支える体制づくり	医療的ケア児支援センターの役割等	医療的ケア児支援センターでは、どのような治療が必要かなども含めたマネジメント的な役割を果たすことが大事であるほか、患者の情報をカルテ的に集約することで、過去の相談内容や経緯等を把握できるようなシステム作りが必要ではないか。	障害福祉課	医療的ケア児支援センターでは、医療的ケア児やその家族、関係者等に対し、専門的知見を踏まえた助言、情報提供、連絡調整等を行うこととしている。 また、これまで医療的ケア児の支援を総合調整するコーディネーターの養成を目的として、医療的ケア児等コーディネーター研修を実施しており、研修修了者は現時点で77人(H30-R3)、そのうち医療的ケア児支援センターを運営する医療療育センターには6名が所属している。	継	医療的ケア児支援センターでは、引き続き医療的ケア児等コーディネーター研修を実施するほか、医療的ケア児支援の中核として、各地域のコーディネーターとの連携を進めていくこととしている。また、患者の情報の把握については医師会においてキッズ・ナラティブブック秋田を構築することとしており、相互に情報共有しながら支援を進めていく。
		ナラティブブックの活用	ナラティブブック秋田は、例えば災害時においても、その人がどのような薬を服用しているか、どんな医療器材を使用しているかなどを素早く把握できるなどの側面もあり有用であるため、医療的ケア児についても適用できるようにする必要がある。	障害福祉課	秋田県医師会が運用しているナラティブブック秋田を障害児医療に対応する形式で作成し、災害時においても対応する様式としてシステムを構築するため、秋田県医師会が行うキッズ・ナラティブブック秋田の構築等に対し、支援をしていく。	継	医療的ケア児の成長記録や治療経過、災害時に必要な情報等を医療的ケア児とその家族及び関係機関等で共有できるキッズ・ナラティブブック秋田を構築する。併せて、関係者向け説明会の開催等により周知を図り、県内すべての医療的ケア児と関係機関の登録を推進していく。(事業実施:秋田県医師会)
		差別防止の啓発	差別をしている人は自分が差別をしていると認識していない場合が多いことから、そのような心理的な仕組みを考慮した差別防止の啓発活動を行うことが重要である。	障害福祉課	障害及び障害のある方への理解促進を図るため、ハンドブックの配付や行政職員及び事業者を対象とした研修会の開催のほか、障害のある方への配慮や手助けを行うことができる障害者サポーターの養成等に取り組んでいる。 一方で、障害をはじめ、性別、年齢、職業等に対する個人の無意識な思い込み(アンコンシャスバイアス)や理解不足が差別に繋がっている場合がある。	継	県民及び事業者に対する研修等による障害に対する理解の促進を継続するほか、「秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例」を所管するあきた未来創造部と連携し、県民に対し、無意識による差別に関する気づきを与えられるような広報・啓発を推進していく。

施策	施策の方向性	内容	委員からの意見	関係課室	現状	今後の方向性等
目指す姿4 「誰もが安全・安心 を実感できる地域 共生社会の実現」	(1) 包括的な相談支 援体制の整備	福祉制度の 狭間の問題	親が発達障害やアルコール依存症であるといった福祉 制度の狭間にある問題は、家庭の外からは見えにくいこ とから、市町村がいかに早期にニーズを把握して改善し つなげるかが重要である。	地域・家庭福祉課	これまでは高齢、障害、子ども、生活困窮のそれぞれの相談支援体制が異なっ ており、複合的な課題や狭間にあるニーズに対応するところが不明確であるといった 課題があることから、地域住民の抱える複合化・複雑化した支援ニーズに対応する 包括的な支援体制を構築するため、市町村に対し、研修・セミナーの実施などの後 方支援を行っている。	継 引き続き市町村や市町村社会福祉協議会等の関係機関に対して研修会や意見交 換会等を実施するほか、令和4年度からは有識者等のアドバイザー派遣を行うなど して、市町村における包括的な相談支援体制の整備を促進する。
	(2) 総合的な自殺予 防対策の推進	自殺予防対策 のあり方	NPO法人蜘蛛の糸に委託しているLINE相談による自殺予 防対策は、非常に有効に機能しているが、毎年数か月の 事業の切れ目がある。一度対象者の相談を引き受けた後 に一定期間放置することはリスクが高いため、切れ目の ない支援が重要である。	保健・疾病対策課	県内では唯一の自殺に関するLINE相談であることから、通年の相談実施に向け、 対応可能な相談員や実施予算の確保等について、実施団体と連携して取り組みた い。	拡 県内では唯一の自殺に関するLINE相談であることから、切れ目のない実施に向 け、実施団体と連携して取り組みたい。
			—	保健・疾病対策課	秋田県における自殺者は高齢者が多く、令和2年(警察統計)では、65歳以上が約 52%となっている。コロナ禍の影響もあり、高齢者の孤立を防ぐ取組の推進が難しい 状況となっている。 また、令和4年になり自殺者数が増加傾向となっており、特に40・50歳代の働き盛 り世代での増加(5月末で対前年比13人増)が目立っている。	要 高齢者の自殺の主な原因が病苦であることから、現在実施しているかかりつけ医 への研修の継続により、医療機関から相談機関へのつなぎを強化する。また、秋田 大学の自殺予防総合研究センターが実施する、大学生と高齢者がSNSで交流する 事業などをヒントに、コロナ禍等の中でも実施可能な、高齢者の生きがいに寄与す るような事業の展開を検討する。 働き盛り世代の自殺の主な原因が、健康問題、経済・生活問題、勤務問題である が、勤務問題の割合が年々増加していることから、労働局と連携し、コロナ禍による 環境変化を踏まえた職場におけるメンタルヘルス対策の強化を図る。
	(4) 児童虐待防止対 策と里親委託の推 進	児童虐待への 相談支援体制	—	地域・家庭福祉課	児童虐待件数が増加傾向となっている現状において、児童相談対応支援員の配 置を行い、相談業務支援の拡充を行っている。 また、児童虐待を行った保護者に対しては、臨床心理士等によるカウンセリングを 行い再発防止対策を進めている。	要 児童相談所において、児童福祉の専門職員の増員を進め、虐待事案の早期対応 の充実を図る。また、児童家庭支援センターを新たに設置し、更なる児童相談体制 及び家庭支援の体制整備を図る。
	(5) ひきこもり状態に ある人を支える体 制づくり	ひきこもり支援	ひきこもりに関して、大仙市のワンコインカフェ「ふ らっと」の取組は先進的であるため、こうした成功事例 に対して、行政的なバックアップもしながら拡大を目指 すべきではないか。	障害福祉課	NPO法人光希屋(家)の「ふらっと」では、ピアサポーターが支援を行う等、積極 的な活動をしており、こうした活動について、県では連絡協議会や研修会において活 動発表、講演により取組を紹介している。	継 令和4年度はNPO法人光希屋(家)主催の研修事業(福祉医療機構の助成事業) に後援として協力し、県、市町村の担当職員の参加が促進されるよう連携を図って いる。 また、「ふらっと」等の先進的な取組については、他地域でも参考となるよう、今後 も連絡協議会や研修会の場で積極的に情報共有していく。
		ひきこもりの人 の家族への支援	ひきこもりの人を抱える家族の負担は大きいことか ら、家族を疲弊させないようにするための支援が必要で ある。	障害福祉課	ひきこもり相談支援センターへの相談は、多くは家族から始まるため、センター主 催の家族面談(巡回相談を含む)や月1回の家族会により支援を行っている。	継 家族が相談機関とつながり、本人への適切な対応法を学んでいながら、段階を 踏んで回復する機会が多いことから、令和3年度に作成したガイドブックを活用し、 家族へのねぎらいや、家族から本人への声かけの仕方等について支援者に普及す ることで、家族の負担軽減を図っていく。
(6) 多様な困難を抱え る人への支援	成年後見制度の 広報啓発活動	成年後見制度は一般的になじみの深いものではないた め、広報啓発活動を通じた制度そのものの理解促進を図 ることが大事である。	地域・家庭福祉課	成年後見制度の申立て件数が全国で最も少なくなっている。 広報啓発活動には相談体制の構築が重要であり、これに加え、受任調整機能を 有するのが「中核機関」である。現状では11市町(令和3年度末)で整備されてい るが、小規模町村での整備に課題がある。	継 住民に身近な市町村が制度に関する広報を主体的に行うことができるよう地域の 実情に応じた中核機関の整備を進めていく。 特に、小規模町村での中核機関の整備については、広域連携も視野に入れなが ら支援していく。	